

青少年だより かけ橋

令和2年度 第5号 <8月発行>

音更町教育委員会

子どもたちがスマートフォンを安全に使用するために

令和2年度の内閣府調査によると、子どもたちのスマートフォン利用率は中学生において8割を超え、その利用目的の中で最も多いのが「コミュニケーション」であることがわかりました。これは、今日のLINEの普及率の高さと低年齢化を反映しています。また、スマートフォンの利用時間も年々増加し、年齢とともに増加する傾向にあります。

	個人所有率	平均利用時間	3時間以上の割合
小学生	40.1%	129.1分	29.3%
中学生	81.8%	176.1分	45.8%
高校生	98.6%	247.8分	66.3%

LINEの利用者が18歳未満の場合、契約・機種変更の際に店頭などでフィルタリングの設定をすることが義務付けられております。これは、以前から推奨してきた「親子によるルール設定」に加え、子どもたちにスマートフォンを安全に使用してもらうための、大変重要な取り組みです。

なお、フィルタリングの設定方法は、携帯電話会社や機種によって対応が異なりますので、詳細な設定方法は販売店にご相談ください。現在一般に推奨されているLINE専用フィルターの機能は以下の通りです。

(ただし、一部の製品はOSとの相性が悪く、利用できない場合があります)

- ① ウェブサイトのフィルタリング
管理者がお子さんに合わせたカテゴリの中から選び、設定できます。
- ② 【Android】アプリのフィルタリング
Androidのみ、アプリそのもののフィルタリングも可能になります。
- ③ インターネット利用状況の確認
お子さんがどれだけインターネットを使用しているかを確認することができます。
- ④ 位置情報の確認
あらかじめ設定した時間にお子さんの位置情報の通知を受け取ることができます。
- ⑤ 利用時間制限設定
曜日ごとのインターネットの利用時間帯や、1日に利用可能な時間、スマートフォン本体の利用可能な時間帯を、あらかじめ設定しておくことができます。

親子でルールを決めたり、フィルタリングを行っていても、スマートフォンを手放せなくなる子どもたちが増えています。特に、10代のSNSの利用頻度が最も高いのがLINEであり、ここから犯罪に巻き込まれる可能性がたいへん高くなっています。

子どもたちが誤った使い方に巻き込まれないよう、これからも注意喚起をしていきましょう。

青少年の悩みごとは 青少年係へ

電話・FAX 0155-42-5855 (平日8:45~17:30)

親子によるスマートフォン利用ルールの事例

以下はあくまで全国の事例です。それぞれのお子様の状況に合わせて話し合っ
て決めましょう。

- ① 使う時間帯を決める。
- ② 使う場所を決める。
- ③ 食事中は使用しない。
- ④ 新しいアプリのダウンロードは親に相談する。
- ⑤ ながらスマートフォンはしない。
- ⑥ 面識のない人との連絡や連絡先の交換をしない。
- ⑦ 個人情報や本人と特定できる写真をネットにアップしない。
- ⑧ LINE以外のSNS発信はしない。



など

子どもたちをコミュニティサイトによる犯罪から守るために

LINE以外のSNSは、より幅広くコミュニケーションをとることができますが、匿名を使って誹謗中傷するなどのネットの書き込みによるトラブルが後を絶た
ちません。また、後から書き込んだ人物が特定され、さらにトラブルが拡大した事例も発生しています。

このように、最近ではLINE以外のSNSは発信しない、というルールを親子で結ぶことも、重要になってきました。

子どもたちが常に書き込まれる側（被害者）であるとは限りません。友だちの関係でありながら、何か
がきっかけで書き込む側（加害者）になってしまい、犯罪に巻き込まれてしまう危険性が常にあります。

子どもたちがSNSを通じて何か困った問題に直面したとき、子どもが迷わず保護者に相談できる
よう、日頃から相談しやすい雰囲気をつくっておくことが大切です。

音更町では、今後も以下の取り組みを継続し、スマートフォンや携帯電話などによって子どもたちが
トラブルやいじめ、事件・事故に巻き込まれることがないように、各ご家庭にご協力をお願いして
おります。次の3つのルールの遵守を、引き続きご協力お願いします。

- ◆必要のないスマートフォンや携帯電話などを持たせないようにしましょう。
(お子さんが持つことの必要性を十分にご家庭で考えましょう)
- ◆スマートフォンや携帯電話などを持たせる場合は、安全な使用を前提とした約束を親子で
しっかりと結び、フィルタリングサービスを受けるようにしましょう。
- ◆夜9時以降は、お子さんから保護者がスマートフォンや携帯電話などを預かりましょう。
(保護者の目の届くところに置くなど)